新型コロナウイルス感染症への対応についての Q&A(JIPDEC の対応、JISA の対応)

1. 更新申請期限の延長について

	質問	回答
1-1	コロナウイルスの影響で出社できないた	(各審査機関共通)
1-1	め、更新申請期間内に申請ができません。	更新申請期間をプライバシーマ
		ーク有効期間の満了日まで一律
		に延長しています。有効期間の
		満了日までに更新申請書類をご
		提出ください。
1-2	更新申請期限の延長にあたり延長願いな	(審査機関が JIPDEC)
	どの届出は必要でしょうか。	お申出や延長願い等のお届出は
		不要です。
		更新申請書類はプライバシーマ
		ーク有効期間の満了日までにご
		提出(当日消印有効)をお願いい
		たします。
		(審査機関が JISA)
		同上

2. 受付手続き等

		質問	回答
	P_1	新規申請・更新申請の書類や審査関連書	(審査機関が JIPDEC)
2-1	Z-T	類(審査指摘事項への改善報告書等)の	送付いただいた書類は受領してお
		受取りは行っていますか。	りますが、その後の審査手続きは
			業務再開後となります。

		また、当センターへ直接のお持込
		みは感染防止 (3 密防止) の観点か
		らご遠慮いただいております。
		(審査機関が JISA)
		郵送のみです。なお今後、緊急事
		態宣言の期限が延長された場合
		は、引き続き、職員はテレワーク
		業務になりますので、書類の受け
		取りができません。緊急事態宣言
		の解除後、プライバシーマーク有
		効期間満了日までにお送りくださ
		い。
2-2	付与契約料は入金済みです。付与契約書	(JIPDEC)
2-2	を送れば、受領されますか。また、登録	通常よりお時間をいただいており
	証は届きますか。	ますが、ご入金とご契約書の受領
		が確認できましたところで、登録
		証・ロゴデータをお送りしていま
		す。

3. 付与契約について

	質問	回答
3-1	審査の中断によりプライバシーマーク	更新申請書類をプライバシーマー
	付与契約の有効期限満了日を過ぎてし	ク付与契約の有効期限満了日まで
	まった場合、プライバシーマークの付与	にご提出いただいた場合には、更
	契約は失効してしまうのでしょうか。	新審査中となり、プライバシーマ
		一ク有効期限を過ぎても引続き更
		新前の付与契約が有効です。付与
		事業者としてプライバシーマーク
		ロゴの表示も可能です。
		(PMK500 プライバシーマーク
		付与に関する規約 第 10 条第3
		項によります)

4. PMS の運用について

	質問	回答
4-1	コロナウイルスの影	現状のような事情がある場合、通常の教育や内部監査等
4-1	響で計画していた教	の実施を順延されることはやむを得ないものと考えら
	育・監査が実施でき	れます。
	ません。	現在の状況下で対応可能な方策(事態収束後の実施計画
		策定等)をご検討の上、ご対応ください。審査が再開さ
		れた際には、作成した計画書、実施状況など、ご対応い
		ただいている状況を確認させていただくこととなりま
		す。
4.0	コロナウイルス感染	プライバシーマーク制度として、リモートワークの可否
4-2	拡大防止のため、テ	を一律に決めているものではございません。
	レワーク(リモート	リモートワークで個人情報を取り扱う場合には、少なく
	ワーク)を行いたい。	とも下記への対応が必要であることにご留意ください。
	プライバシーマーク	
	制度上、問題はあり	A.3.3.3(リスクアセスメント及びリスク対策)
	ますか。	A.3.3.5(内部規程)
		A.3.4.3.2(安全管理措置)
		A.3.4.3.3(従業者の監督)
		A.3.4.5 (認識)
		A.3.7.1(運用の確認)
		プライバシーマーク制度の Web ページでも「テレワー
		クを実施する際の留意点」を掲載しておりますのでご参
		照ください。
		https://privacymark.jp/news/system/2020/0420.html